

車種:軽貨物車 *重量税:平成27年5月以降の新車新規登録分から適用、取得税:平成27年4月以降の新車新規登録分から適用

【三菱自動車】

【重量税の特例措置の区分】

「☆」: エコカー減税対象です。初回継続検査等時の重量税は免除(※)となります。2回目の継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。

「○」: エコカー減税対象です。初回継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。

(※)初回継続検査等時の免除の規定については、車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに車検証の交付等を受けた場合に限り適用されます。

通称名	型式 指定番号	車両型式	排気量 (cc)	車両重量 車両総重量 (kg)	類別 区分番号	JC08モード		区分	重量税 (新車) 減免率等	重量税の特例措置		取得税の特例措置	
						燃費値	低燃費区分 平成27年度 燃費基準			重量税額(円)		取得税	
										新車新規検査 2年(自家用)	初回継続検査等 2年(自家用)	(新車) 減免率等	(中古車) 控除額
ミニキャブバン	18018	HBD-DS17V			0004	19.0	+5%	○		5,000			5万円控除
ミニキャブバン	18018	HBD-DS17V			0018	20.2	+25%	☆		0			45万円控除
ミニキャブバン	18018	HBD-DS17V			0019	19.4	+25%	☆		0			45万円控除
ミニキャブバン	18018	HBD-DS17V			0021	19.4	+25%	☆		0			45万円控除
ミニキャブバン	18018	HBD-DS17V			0618	19.0	+20%	○		5,000			35万円控除
ミニキャブバン	18018	HBD-DS17V			0619	19.0	+20%	○		5,000			35万円控除
ミニキャブバン	18018	HBD-DS17V			0621	19.0	+20%	○		5,000			35万円控除